

令和元年度

砺波市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

砺波市監査委員

監 第 47 号

令和2年8月20日

砺波市長 夏野 修 殿

砺波市監査委員 佐野 勝 隆

砺波市監査委員 川 辺 一 彦

令和元年度砺波市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和元年度砺波市健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和元年度 砺波市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりより市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、砺波市監査基準に基づき、次のとおり審査を行った。

1 審査の対象

令和元年度 砺波市健全化判断比率及び資金不足比率

2 審査の着眼点

- 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

3 審査の主な実施内容

- 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の形式審査、実質審査
- 事情聴取

4 審査の実施場所及び日程

令和2年7月22日から令和2年8月3日まで 監査事務局にて

第2 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であると認められた。

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	令和元年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	12.90
② 連結実質赤字比率	—	17.90
③ 実質公債費比率	12.2	25.0
④ 将来負担比率	47.1	350.0

注 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、赤字額がないことを表す。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	令和元年度	経営健全化基準
① 水道事業会計	—	20.00
② 工業用水道事業会計	—	
③ 下水道事業特別会計	—	
④ 病院事業会計	—	

注 「—」は、資金不足がないことを表す。

第3 審査の意見

健全化判断比率については、すべての指標が早期健全化基準を下回る数値となっている。

なお、実質公債費比率は前年度に比べ0.3ポイントの増、将来負担比率は0.6ポイントの増となり、いずれも、やや悪化している。

市債償還金の増加が主な要因であり、今後とも、将来負担を意識し、堅実な財政運営に努められたい。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足はない。

今後とも、比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、健全な経営に努められたい。